

報道関係者各位

平成25年12月18日

<照会先>

社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

課長補佐 尾崎 (3066)

課長補佐 江副 (3053)

企画法令係長 福田 (3055)

(電話・直通) : 03 (3595) 2307

## 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の案が取りまとめられました

本年6月に成立した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき新たに策定する標記指針の案について、今般、「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会」で、別添のとおり取りまとめられましたので、公表します。

今後、所要の手続きを経て、年度内に大臣告示として指針を定める予定です。

なお、この指針案において検討課題とされた「地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方」については、来年以降この検討会の下で検討する予定です。

### 【指針案のポイント】

入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める指針として策定するもの。

#### 1. 精神病床の機能分化に関する事項

- 急性期の患者に手厚い医療を提供するため、医師、看護師等の配置を充実
- 1年を超えないうちに退院できるよう、多職種による退院支援を推進
- 長期在院者の退院支援や生活支援等を通じて、地域移行を推進

#### 2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

- 治療中断者等が地域で必要な医療を受けられるアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を推進
- 24時間365日対応できる医療体制の確保等による精神科救急医療体制を整備
- 障害福祉サービス事業を行う者等と医療機関との連携を推進

#### 3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

- 精神科医療の質の向上、退院支援、生活支援のため、多職種との適切な連携を確保

#### 4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

- 保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を市町村等の在り方も含めて検討し推進
- 自殺（うつ病等）対策、依存症等多様な精神疾患・患者像に対応した医療を提供
- 精神疾患の予防を図るため、心の健康づくりを推進

## 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案

### (全体的な方向性)

- ・精神障害者が、精神疾患を発症し、通院や入院、退院後等に、本人の状態や状況が変化  
する中で、再発を予防しながら地域社会の一員として安心して生活していく権利の享有  
を確保していくことが重要である。
- ・精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進し、精神障害  
者が社会貢献できるよう精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ  
適切な精神障害者に対する医療の提供を確保する。
- ・これを実現するため、入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の  
実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者（国、地方公共団  
体、当事者、家族、医療機関、保健医療福祉サービスの従事者その他の精神障害者を支  
援する者等）が目指すべき方向性を定める指針として本指針を策定する。
- ・精神医療においても、インフォームドコンセントの理念に基づき、精神障害者本位の医  
療を実現していくことが重要であるが、精神障害者の医療及び保護の観点から、本人の  
同意なく入院が行われる場合においても、最大限人権に配慮した医療を提供する。
- ・精神疾患の発生を予防し、精神障害者が早期に適切な医療を受けられるよう、精神障害  
に関する知識の普及啓発や精神医療体制の整備を図るとともに、精神障害者が地域の一  
員として安心して生活できるよう精神障害に対する理解の促進を図る。
- ・精神障害者同士の交流等の相互支援等のピアサポートを促進するとともに、精神障害者  
を身近で支える家族を支援することにより、精神障害者及びその家族が自立した関係を  
構築することを促し、社会からの孤立を防止するための取組を推進する。
- ・国及び地方公共団体は、連携を図りながら、必要な人材の確保と質の向上を推進すると  
ともに、本指針を実現するため、必要な財源の確保を図る等の環境整備に努め、医療機  
関、保健医療福祉サービスの従事者その他の精神障害者を支援する者は、本指針に沿っ  
た医療の提供を目指す。

### 第一 精神病床の機能分化に関する事項

#### 一 基本的な方向性

- ・精神医療のニーズの高まりに対応できるよう、精神科入院医療の質の向上のため、世  
界的な潮流も踏まえつつ、我が国の状況に応じて、精神障害者の状態像や特性に応じ  
た精神病床の機能分化を進める。
- ・機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医  
療等の入院外医療や多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービ  
スの充実を推進する。
- ・機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に  
進める。結果として、精神病床は減少する。また、こうした方向性を更に進めるため、

地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について精神障害者の意向を踏まえつつ、様々な関係者で検討する。

## 二 入院医療から地域生活への移行の推進

- ・精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、多職種による患者の状況に応じた質の高いチーム医療の提供等により退院促進に取り組む。
- ・併せて、病院内で退院支援に関わる者は、必要な情報を提供した上で当事者の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員や介護支援専門員等と連携しつつ、精神障害者が地域で生活するため、入院中からの働きかけや環境整備を推進する。
- ・また、退院後の生活環境の整備状況等を踏まえつつ、入院前に診療を行っていた地域の医療機関等とも連携をしながら、随時、精神障害者に対する入院医療の必要性について、検討する体制を整備する。

## 三 急性期の患者に対して医療を提供するための機能

- ・新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保する。
- ・当該機能の確保のため、精神科入院医療における医師及び看護職員は一般病床と同等の配置を目指し、多職種による患者の状況に応じた質の高いチーム医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- ・また、救急患者に対して適切な医療を提供できる体制の確保を推進する。

## 四 入院期間が1年未満の患者に対して医療を提供するための機能

- ・在院期間の長期化に伴い、社会復帰が難しくなる傾向があることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保する。
- ・当該機能の確保のため、多職種による患者の状況に応じた質の高いチーム医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。

## 五 重度かつ慢性の患者に対して医療を提供するための機能

- ・重度かつ慢性の患者の定義を調査研究により十分に検討し、定義を踏まえてその特性に応じた医療を提供するための機能を確保する。

## 六 重度かつ慢性の患者以外の入院期間が1年以上の長期在院者に対して医療を提供するための機能

- ・既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性以外の長期在院者については、退院支援

や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、当該長期在院者の状態像に合わせた医療を提供するための機能を確保する。

- ・当該機能の確保のため、多職種による退院支援等の退院促進に向けた取組を推進する。
- ・また、これらの長期在院者に対しては、原則として行動の制限は行わないこととし、外部の支援者と、訪問や外出支援等の支援を通じて関係を作りやすい環境とすること、社会とのつながりを深められるような開放的な環境を確保すること等により、地域生活に近い療養環境の確保を推進する。

#### 七 身体疾患を合併する精神障害者に対して医療を提供するための機能の在り方

- ・身体疾患を合併する精神障害者に対して、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病棟に入院している患者が精神症状を呈した場合等に、精神科リエゾンチーム等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。
- ・身体疾患を合併する精神障害者に対して、いわゆる総合病院精神科の機能の確保及び充実も図りつつ、精神病床においても身体合併症に適切に対応できる体制を確保する。

### 第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

#### 一 基本的な方向性

- ・精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、地域で安心して生活し続けることができるよう、地域の居住環境や生活環境の一層の整備やその主体性に応じた社会参加を促進するための支援を提供するとともに、入院医療のみに頼らず、急性増悪等の対応、外来医療の充実等を推進することにより精神障害者の状態やその家族の状況に応じて、必要な時に必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保する。

#### 二 外来・デイケア等の通院患者に対する医療の在り方

- ・精神障害者が、外来・デイケア等での適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、病院及び診療所を含む外来医療体制の整備と充実並びに地域医療連携を推進する。
- ・精神障害者が地域で安心して生活し続けるための生活能力等の向上のための専門的かつ効果的な外来・デイケア等でのリハビリテーションを行える体制の確保を推進する。

#### 三 居宅における医療サービスの在り方

##### 1 アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）

- ・医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等によるアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を行うことのできる体制を病院及び診療所において整備し、受療が必要であるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院し病状が不安定な者等が地域で生活するために必要な医療へのアクセスを確保する。

##### 2 訪問診療・訪問看護

- ・精神障害者の地域生活を支えるため、通院が困難な精神障害者等に対する往診や訪問診療の充実を推進する。
- ・精神科訪問看護について、地域生活支援を強化するため、病院や診療所、訪問看護ステーションにおいては、看護職員や精神保健福祉士等の多職種による連携を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを担う職種と連携した支援を図る。

#### 四 精神科救急医療体制の整備

##### 1 24時間365日対応できる医療体制の確保

- ・都道府県は、在宅の精神障害者の症状の急な増悪等に対応できるよう、各都道府県において、精神科病院と地域の精神科診療所の役割分担の下、地域の特性を活かしつつ、24時間対応できる精神科救急医療システムや相談窓口等の医療へアクセスするための体制を整備することを推進する。
- ・精神科診療所の医師が、地域の特性を活かしつつ、精神科診療所同士の輪番や病院群輪番型精神科救急医療施設等への協力等により、夜間・休日における救急診療を行う等、精神科診療所が救急に参画できる体制を推進する。

##### 2 身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保

- ・身体疾患を合併する精神疾患患者への救急対応については、身体症状及び精神症状の状態を評価した上で、治療を優先すべき症状に対応できる他の診療科又は精神科の救急医療機関が患者を受け入れるとともに、他方（精神科又は他の診療科）の医療機関がその診療を支援する体制を構築する。
- ・都道府県は、精神科と他の診療科の救急医療機関が円滑に連携できるよう精神科と他の診療科の医療機関の両方の関係者が参加する協議会の開催等の取組を推進する。
- ・都道府県は、身体疾患を合併する精神疾患患者について、精神医療相談窓口や精神科救急情報センターの整備等に加え、医療機関が速やかに受け入れられるよう、全医療圏で身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制を確保する。
- ・なお、精神科と身体疾患に対応する内科等の診療科の両方を有する医療機関による対応モデルの充実のために、いわゆる総合病院精神科の機能の確保及び充実を推進する。

##### 3 評価指標の導入

- ・精神科救急医療機関について、個別医療機関ごとに他の機関との相互評価等を行い、精神科救急医療機関の質の向上を推進する。

#### 五 他の診療科の医療機関との連携

- ・精神科外来等において身体疾患に対する医療の提供の必要性が認められた場合には、精神科と他の診療科の医療機関が連携して医療を提供するとともに、精神科と他の診療科の医療機関の両方の関係者が参加する協議会の開催等の取組を推進する。
- ・うつ病等の気分障害の患者や認知症の患者等は一般内科医等のかかりつけ医が最初に診療する場合もあることから、うつ病等の気分障害の患者や認知症の患者等の早期発

見・早期治療のため、かかりつけ医等の診療技術等の向上に努め、また、かかりつけ医と精神科の医療機関との連携を強化する。

#### 六 保健サービスの提供

- ・保健所や精神保健福祉センター等における相談や訪問支援を通して、地域の病院や診療所と連携協力しつつ、精神障害者が早期に必要な医療に適切にアクセスできる体制の整備を推進するとともに、関係機関の連携を進める。

#### 七 福祉サービスの提供及びその他支援の活用

- ・精神障害者が地域で福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、医療機関と障害福祉サービス事業を行う者又は介護サービス事業を行う者等との連携を進める。
- ・地域移行・地域定着支援サービスの充実を図るため、市町村等の設置する協議会における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村等における基幹相談支援センターの整備を目指す。
- ・精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム及び賃貸住宅等の居住の場の確保・充実や家賃債務保証制度の活用等の居住支援に関する施策を推進する。
- ・精神障害者の病状等や家族の状況に応じ、短期入所による宿泊等の支援が受けられる体制の整備を推進する。
- ・その他地域相談支援、就労支援を含む日中活動支援、居住支援、ホームヘルパーの派遣等による訪問支援等の様々なサービスを地域において提供できるような支援の体制の整備を推進する。

### 第三 精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

#### 一 基本的な方向性

- ・精神障害者に対する医療の提供、地域移行のための退院支援及び地域で生活するための生活支援においては、多職種によるチーム医療を行うことが重要であることから、多職種チームで連携して医療を提供できる体制を確保する。
- ・精神障害者本人のための支援を行えるよう、多職種間の連携や異なる機関同士の連携に当たっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、本人の意向を踏まえた支援を行う。

#### 二 精神障害者に対する入院医療における多職種連携の在り方

- ・精神障害者に対する医療の質の向上のため、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業

療法士等の多職種との適切な連携を確保し、チーム医療を提供する。

- ・入院早期から退院に向けた取組が行えるよう、早期退院を目指した取組を推進する。
- ・精神障害者の退院支援等における多職種の連携に当たっては、精神障害者及びその家族の支援や関係機関との連携を行うことを推進する。

### 三 地域で生活する精神障害者に対する医療における多職種連携の在り方

- ・外来・デイケア等においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、薬剤師、臨床心理技術者等の多職種が連携し、患者の状態に応じた医療を提供するとともに、必要な支援を行えるような体制の整備を推進する。
- ・アウトリーチチームにおいては、受療中断者等に対し、病院や診療所の医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療関係者を中心としつつ、必要に応じて、保健所等の保健師及び精神保健福祉相談員並びに障害福祉サービスの相談支援専門員等を含む多職種と連携し、必要な医療を確保する。

### 四 人材の養成と確保

- ・精神障害者に対する質の高い医療の提供、退院促進及び地域での生活の支援のため、チームで保健医療福祉を担う専門職種その他の精神障害者を支援する人材の育成と質の向上を推進する。
- ・ピアサポーターが精神障害者やその家族の気持ちを理解し、支える支援者として支援できるよう必要な研修等の取組を推進する。
- ・医療関係者が多様な精神疾患に関する一定の知識・技術を持つことができるよう、各専門職が精神科での研修を受けることを推進する等、精神疾患の正しい知識・技術の普及啓発を推進する。
- ・精神保健指定医へのニーズの増大や多様化等を踏まえ、精神保健指定医の人材の確保及び効率的な活用並びに質の向上を推進する。

## 第四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

### 一 関係行政機関等の役割

#### 1 都道府県・保健所

- ・都道府県は、医療計画、障害福祉計画及び介護保険計画等を踏まえながら、必要な医療を提供できる体制を確保する。
- ・都道府県・保健所は、一次予防の観点から、市町村と協力しつつ心の健康づくりを推進し、精神疾患の予防に努める。
- ・保健所は、保健師や精神保健福祉相談員等の職員等による相談支援や訪問支援等を通じ、精神障害者（未治療者を含む。）やその家族等に対して精神疾患に関する知識の普及を図ることにより、治療の必要性を説明し、早期に適切な治療につなげることを目

指す。

- ・保健所は、精神障害者が適切な医療を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、医療機関等と協力して急性増悪や再発に迅速かつ適切に対応する等の体制整備に努める。
- ・保健所は、特に重い精神症状を有する精神障害者に対しては、必要に応じて移送による医療保護入院を検討し、調整する等、関係機関と連携して適切な医療を精神障害者に提供する。
- ・保健所は、措置入院患者について入院早期から積極的に支援に関与し、医療機関や障害福祉サービスの事業者等と協力して退院に向けての支援の調整を行う。
- ・精神障害者が適切な医療を継続的に受けることができるよう、精神障害者及びその家族からの相談及び精神障害者に対する訪問支援並びに関係機関との調整等の保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて検討し、当該検討に基づく方策を推進する。

## 2 市町村

- ・市町村は、精神障害者に身近な機関として、都道府県・保健所と協力しながら、その実情に応じて心の健康づくりや精神保健に関する相談への対応に努め、また、障害福祉サービスや介護サービスの必要な提供体制を確保するとともに、地域包括支援センターで高齢者の相談に対応する等、これらのサービスの利用に関する相談に対応する。

## 3 精神保健福祉センター

- ・精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合技術センターとして、自殺対策や災害等の際のこころのケア活動等のメンタルヘルスの課題で地域における取組の推進役となるとともに、関係機関への技術指導及び技術援助、研修等による人材育成、専門的な相談並びに保健所等と協力した訪問支援等を行う。
- ・精神疾患の患者像の多様化に伴い、アルコール及び薬物等の依存症並びに発達障害等の専門的な相談並びに家族支援に対応できるよう相談員の質の向上や体制の整備を推進する。

## 4 精神医療審査会

- ・精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として適切な審査を行うことを推進する。

## 二 人権に配慮した精神医療の提供

- ・精神障害者の医療及び保護の観点から、本人の同意なく入院が行われる場合においても、行動の制限は最小の範囲とし、また、インフォームドコンセントに努める等、精神障害者の人権擁護に関する国際的な取決めや意思決定及び意思表示に係る検討も踏まえつつ、精神障害者の人権に最大限配慮し、その心身の状態に応じた医療を確保す



る。

- ・急性期医療のニーズの増加に伴い、医療保護入院に係る診断等の患者の人権に配慮した判断を行う精神保健指定医が不足していること等を踏まえ、診療所の精神保健指定医が積極的に精神保健指定医としての業務を行う体制の整備を推進する。

### 三 多様な精神疾患・患者像への医療の提供

#### 1 児童・思春期精神疾患

- ・子どもの心の診療（発達障害に係る診療を含む。）に対応できる体制作りを図る観点から、都道府県の拠点病院を中心とした診療ネットワークの整備等を推進する。また、児童・思春期精神疾患に関する医療を担う人材の確保を図る。

#### 2 老年期精神障害等（若年性認知症を含む認知症等）

- ・認知症を初めとする老年期精神障害等については、生活能力が低下しやすいことや服薬による副作用が生じやすいこと等の高齢者の特性等を考慮しつつ、介護サービスとも連携しながら、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援を行う。
- ・認知症の行動・心理症状で入院が必要な場合でも、できる限り短い期間での退院を目指すための体制の整備を推進し、適切な療養環境の確保を図る。
- ・認知症については、まずは、早期診断・早期対応が重要であることから、鑑別診断や専門医療相談等を行える医療機関（認知症疾患医療センター等）を整備する。

#### 3 自殺（うつ病等）対策

- ・うつ病等の精神疾患は自殺の主な要因として挙げられることから、その多様な類型に留意しつつ、自殺予防の観点からの精神医療の質の向上を図る。
- ・また、自殺未遂者や自殺者遺族に対しては十分なケアを行うことが求められることから、保健所や精神保健福祉センター等での相談及び自助グループによる相互支援等の適切な支援につなげるとともに、自殺予防の観点から他の診療科の救急を担う医療機関と精神科の医療機関との連携を図る。
- ・医師、薬剤師等の連携の下、過量服薬防止を図るとともに、必要な受診勧奨を行う等適切な医療へのアクセスの向上の取組を進める。

#### 4 依存症

- ・アルコール、薬物等の依存症については、自助グループの取組の促進や家族への支援等を通して、依存症患者への支援を行うとともに、治療を行う医療機関が少ないことから、依存症治療拠点機関の整備、重度依存症入院患者に対する医療提供体制の確保等、適切な依存症の治療が行える体制の整備を推進する。

#### 5 てんかん

- ・てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療により、症状を抑え、治療できる場合もあり、社会で活動しながら生活を送ることができる場合も多いことから、適切な服薬等を行えるよう正しい知識や理解を得るための普及啓発を推進する。

- ・また、てんかん治療を行える医療機関同士の連携を図るため、専門的な治療を行える体制を整備し、てんかんに対する診療ネットワークを整備する。

#### 6 高次脳機能障害

- ・高次脳機能障害の患者に対する支援の在り方は様々であることから、支援拠点機関において専門的な相談支援を行うとともに、高次脳機能障害支援に関する普及啓発を推進する。

#### 7 摂食障害

- ・摂食障害は、適切な治療と支援により回復が可能な疾患である一方、専門とする医療機関が少ないことから、摂食障害の患者に対する治療や支援方法の確立を行うための体制を整備する。
- ・また、摂食障害は、その疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴うことがあることから、摂食障害患者に対して身体合併症の治療や栄養管理等を行いながら精神科医療を提供できる体制の整備を推進する。

#### 8 その他の必要な医療

##### (1) 災害医療

- ・平時から情報連携体制の構築に努め、災害発生時には早期に被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を効率的に行える体制を確保する。
- ・大規模災害が発生した場合には、被災の状況に応じて中長期的に被災者の精神・心理的ケアを行うための体制を整備する。

##### (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療

- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する指定医療機関における医療が最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、個人情報に配慮しつつその運用の実態を公開及び検証し、その水準の向上を推進する。また、当該医療を担う人材の育成及び確保を図る。

#### 四 精神医療の標準化

- ・精神疾患の特性を踏まえ、多様な疾患や患者像に対応するためのガイドラインの整備等を通じた診療の在り方の標準化を図る。
- ・向精神薬は依存を生じやすく、過量服薬が生じやすいことを踏まえ、適正な向精神薬の処方の在り方を確立する。
- ・また、認知行動療法等の薬物療法以外の療法の普及を図る。
- ・難治性患者に対して適切な診断の下、地域の医療機関と連携しつつ、高度な医療を提供する等の先進的な医療の普及を進める。

#### 五 心の健康づくりの推進及び知識の普及啓発

- ・社会生活環境の複雑化等に伴う国民各層のストレスの増大に鑑み、精神疾患の予防を図るため、国民の健康の保持増進等の健康づくりの一環として、心の健康づくりのた

めの取組を推進する。

- ・精神疾患の早期発見を促進し、また、精神障害者が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、学校、企業及び地域社会と連携しながら精神保健医療福祉に関する知識の普及啓発を推進する。

## 六 精神医療に関する研究の推進

- ・精神疾患の治療に有効な薬剤の開発の推進を図るとともに、薬物治療以外の治療法の研究を推進する。
- ・脳科学、ゲノム科学、情報科学等の進歩を踏まえ、精神疾患の病態の解明、バイオマーカーの確立を含む早期診断と予防の方法及び革新的治療法の開発に向けた研究等を推進する。

## 七 他の指針等との関係の整理

- ・この指針に基づく具体的な施策を定めるに当たっては、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画等各分野の方針等に配慮して定めることとする。

## 八 推進体制

- ・本指針で示す方向性に従い、国は、関係者の協力を得ながら、各種施策を講じていくこととする。
- ・本指針は、告示から5年を目途として必要な見直しを行うこととする。

## 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会 開催要綱

### 1. 趣旨

第183回国会で成立した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律により新たに策定することとされた精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（厚生労働大臣告示。以下「指針」という。）に記載すべき内容等について、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

### 2. 検討事項

(1) 以下の指針の内容に関する事項

- ①精神病床の機能分化に関する事項
- ②精神障害者の居宅等における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供に関する事項
- ③精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項
- ④その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

(2) その他精神保健医療福祉に関する事項

### 3. 構成等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

### 4. その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会  
構成員名簿

伊澤 雄一	特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会代表
伊藤 弘人	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター社会精神保健研究部長
○伊豫 雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学教授
岩上 洋一	特定非営利活動法人じりつ代表理事
柏木 一恵	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
香山 明美	一般社団法人日本作業療法士協会常務理事
河崎 建人	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
吉川 隆博	特例社団法人日本精神科看護技術協会専務理事
倉橋 俊至	全国保健所長会副会長
佐藤 茂樹	日本総合病院精神医学会監事
澤田 優美子	日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
田川 精二	公益社団法人日本精神神経診療所協会理事
田邊 等	全国精神保健福祉センター長会会長
近森 正幸	社会医療法人近森会近森病院院長
千葉 潜	医療法人青仁会青南病院院長
中板 育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
中島 豊爾	公益社団法人全国自治体病院協議会副会長
長野 敏宏	特定非営利活動法人ハート in ハートなんぐん市場理事
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
葉梨 之紀	公益社団法人日本医師会常任理事
◎樋口 輝彦	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
平田 豊明	千葉県精神科医療センター長
広田 和子	精神医療サバイバー
山本 輝之	成城大学法学部教授
良田 かおり	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

(◎：座長、○座長代理)  
(五十音順、敬称略)